

宮古市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度宮古市公の施設等に係る監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 5 月 28 日

宮古市監査委員 松 舘 恵美子

宮古市監査委員 山 崎 仁 志

令和7年度宮古市公の施設等に係る監査結果報告書

1 監査基準の準拠

標記監査については、宮古市監査基準（令和2年宮古市監査委員告示第5号）第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類及び基本方針

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を、同条第4項の規定に基づく定期監査で実施した。

公の施設等の財務に関する事務の執行が、同法第2条第14項、第15項及び第16項の規定の趣旨にのっとり適正に行われているかどうかを基本として監査を実施した。

3 監査の対象

小山田保育所、田老保育所、田老給食センター、田老公民館、国民健康保険田老診療所、田老保健センター 合計 6施設

4 監査の項目及び着眼点

（1）書類監査

下記の項目について、法令、条例、規則等にのっとり、適切に事務処理が行われているか、関係書類を審査するとともに、担当職員等から説明を聴取した。

・令和5年度及び令和6年度実施分	
ア	施設設置及び事務事業等の目的、内容、必要性について
イ	予算の執行状況について
ウ	委託及び工事、賃貸借等の契約について
エ	物品等の購入契約について
オ	郵券の受払い状況について
カ	備品の管理状況について
キ	公有財産（台帳整備を含む）の管理状況について
ク	防火管理について
ケ	その他施設管理等について
コ	監査委員が指定する関係書類
サ	前回の定期監査における指摘事項の措置状況について
シ	その他 必要に応じて、上記ア～コに係る令和4年度以前の関係書類

（2）事務事業内容等の説明聴取

説明員に事務事業の実施状況等の説明を求め、適正に事務事業が行われているか確認した。

【説明員】 施設長等	時 間	約60分間（別表1のとおり）
	内 容	ア 主要事務・事業執行状況等について イ 施設の設備等に関する説明（施設案内）

5 特記事項

- ・書類監査については、対象項目に係る資料を監査委員事務局に搬入させ監査を実施した。
- ・事務事業内容等の説明聴取については、先に監査委員事務局職員が書類監査を実施のうえ、書類監査の結果を監査委員と協議した後に実施した。なお、説明聴取の実施場所は、各施設で実施した。

6 監査の手続（監査時に用いる手法）について

宮古市監査基準第16条及び都市監査基準第16条逐条解説に基づき、監査の項目及び着眼点について、証憑突合その他実施すべき監査手続きを実施した。

7 監査の期間及び実施場所

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 書類監査 | 別表1 日程表 のとおり |
| (2) 事務事業内容等の説明聴取 | 別表1 日程表 のとおり |

8 監査の結果

財務等に関する事務の執行は、概ね適正に執行されているものと認める。

なお、軽微な事項については、その都度担当職員等に注意した。部長等あてに文書で監査結果を通知し、適正な事務の執行に努めるよう要請する。

別表 1

令和7年度宮古市公の施設等に係る監査 日程表

・書類監査日程

監査実施日	開始時間	終了時間	監査対象施設等	書類監査	備 考
				監査実施場所	
5月8日（木）	9:30	17:00	小 山 田 保 育 所	監査委員事務局	
）			田 老 保 育 所		
5月9日（金）	8:30	17:00	田 老 給 食 セ ン タ ー		
			田 老 公 民 館		
			国 民 健 康 保 険 田 老 診 療 所		
			田 老 保 健 セ ン タ ー		

・事務事業内容等の説明聴取日程

監査実施日	開始時間	終了時間	監査対象施設等	監査委員に対する説明		備 考
				説明者	監査実施場所	
5月15日（木）	10:00	11:00	小 山 田 保 育 所	所長等	対象施設と同じ	
5月16日（金）	9:30	10:30	田 老 保 育 所	所長等	対象施設と同じ	
	10:35	11:35	国 民 健 康 保 険 田 老 診 療 所	所長等	対象施設と同じ	
	13:00	14:00	田 老 給 食 セ ン タ ー	所長等	対象施設と同じ	
	14:10	15:10	田 老 公 民 館	館長等	対象施設と同じ	
	15:15	16:15	田 老 保 健 セ ン タ ー	所長等	対象施設と同じ	